○ 証券会社に関する内閣府令(平成十年だ蔵省令第三十二号)

	改正	案		現	
別表第八 (第六十条	(第六十条第二項関係)		別表第八 (第六十条	(第六十条第二項関係)	
法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等	法定帳簿の種類	近	記載要領等
一注文伝票	(略)	作成すること。ただし一 原則として受注時に	一注文伝票	(路)	作成すること。ただし一 原則として受注時に
		バスケット取引等一定			バスケット取引等一定
		の取引のもの及びコン			の取引のもの及びコン
		ピューターへの直接入			ピューターへの直接入
		力による作成を行って			力による作成の届出を
		いる場合については、			行っている場合につい
		受注時に作成しないこ			ては、受注時に作成し
		ともできる。			ないこともできる。
		二~十四 (略)			二~十四 (略)
- (略)	- (略)	略)	- (略)	(略)	- (略)